

(別記 21)

## 畑作物の新規需要拡大事業

### 第1 事業の内容

本事業は、畑作物の持続的かつ需要に応じた供給体制の構築に向けて、産地と実需が連携した畑作物の新規需要拡大の取組や病害虫抵抗性品種の普及拡大に資する需要拡大の取組に必要な経費を補助するものとする。

### 第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 都道府県

(2) 市町村

(3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(4) 地域農業再生協議会

(5) 民間事業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者でないこと。）

(6) 地方公共団体、実需者、農業者等で構成するコンソーシアムであって、以下のアからウまでに定める基準を満たすこと。

ア 地方公共団体、実需者及び農業者又は農業者の組織する団体を必須の構成員とし、その他研究開発機関等により構成されているものとする。

イ 事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

ウ イのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手續が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

2 事業実施主体は実施要領第3に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする

受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者が5名以上であること。

3 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号-1（農業経営体向け）、他の場合は別記様式第10号-4（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

### 第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

#### 1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、そば、なたね及びばれいしょ（ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種に限る。）とする。

#### 2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

- ・連携先の実需における対象作物の使用量を2.0%以上増加
- ・連携先の実需における対象作物の使用割合を2.0ポイント以上増加
- ・対象作物を活用した新商品を1つ以上開発
- ・対象としたばれいしょ品種の作付面積を1.0ha以上増加
- ・対象としたばれいしょ品種の作付面積を2.0%以上増加

#### 3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

### 第4 補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

#### 1 対象作物の安定生産・安定供給に向けた取組を推進するため、産地と実需の連携又はジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の普及拡大に向けた対象作物の新規需要拡大に必要な以下の経費（別表2に定める費目ごとに整理することとする。）を助成するものとする。

##### （1）対象作物及び対象作物を活用した製品に係るニーズ調査

対象作物及び対象作物を活用した製品の新たな国内市場のニーズを把握するために必要な文献調査、ネット調査、消費者や企業等へのマーケティング調査等に要する経費（一部の食品製造事業者等における商品のPRを目的としたものは対象としない。）とする。

##### （2）対象作物を活用した新商品の開発

対象作物を活用した新商品の開発に必要な原材料、コンサルタント等の経費及び開発した商品の成分分析等に要する経費とする。

##### （3）販路拡大のためのマッチング・PR

対象作物を活用した新商品の販路拡大に必要な見本市、展示会、商談会等の開催、開発した商品の広告宣伝、表示の変更、PR・プロモーション資材作成等に要する経費とする。

#### 2 補助率は、以下のとおりとする。ただし、補助金の上限は1,000万円（1の（1）の取組のみを実施する場合は、当該取組について500万円）とする。

##### （1）1の（1）の取組

定額とする。

(2) 1の(2)及び(3)の取組

1／2以内とする。

ただし、事業実施主体が第2の1の(1)から(4)まで又は(6)のいずれかであり、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の普及拡大を目的に取組を実施する場合は、定額とする。

3 留意事項

- (1) 1の(1)の取組を実施する場合にあっては、本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供すること。
  - (2) 販路拡大のためのマッチング・PRに当たっては、国産の対象作物を使用していることをその要素に加えること。
  - (3) 事業実施主体が、対象作物として、ばれいしょを対象とした取組を実施する場合は、ばれいしょの品種を指定するとともに、調達先産地を明らかにすることとし、同産地の農業者の関与を得て、同産地における当該ばれいしょ品種の5カ年の普及計画を作成するものとする。
- 4 実施要領第6の3に関して、本事業については、調査の実施等に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施後においても第3の2の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。